

3 経費別充当指針

経費	内容 (条例第7条)	対象経費(例)	運用指針
調査研究費	会派が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆資料印刷費 ◆委託費 ◆文書通信費 ◆交通費 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道 ・バス ・タクシー ・航空機 ・自家用車 ・高速道路等料金 ・駐車場代 ◆宿泊費 	<p>1 委託費 委託費には、外部の研究機関等に対する委託のほか、会派として実施する政務活動を具体的に決定した上で、会派の政務活動を会派に所属する議員が分担して行う場合に要する経費も含まれる。</p> <p>2 文書通信費 文書通信費には、調査研究のためのファックス、電子メール等紙媒体以外の通信も含む。</p> <p>3 交通費・宿泊費 本会議及び委員会活動に係る交通費・宿泊費は、公費で費用弁償され、会派(議員)の政務活動に係る交通費・宿泊費は、政務活動費が充当されることから、政務活動費の充当にあたっては、公費出張との均衡を図るため、県の旅費規程を準用するものとする。 なお、領収書の徴収が可能なものについては、極力、領収書を徴して証拠書類に添付するとともに、政務活動に係るものであることを明らかにするため、会議等の開催通知や調査依頼文、日程表並びに視察報告書等を整理して保管しておく必要がある。</p> <p>(1) 交通費への充当</p> <p>ア JR、私鉄、バス、地下鉄 → 実費充当</p> <p>* 領収書は不要だが、旅行代理店を通じて手配した場合等で領収書が徴せられるものは、写しを収支報告書に添付する必要がある。</p> <p>イ 高速バス → 実費充当</p> <p>* 領収書は不要</p> <p>ウ タクシー → 実費充当</p> <p>* 領収書を徴し、写しを収支報告書に添付する必要がある。</p> <p>エ 航空機 → 実費充当</p> <p>* 航空運賃が記載された航空券の写し又は旅行代理店等の領収書の写しを収支報告書に添付するほか、搭乗券の半券の写し等も添付する必要がある。</p>

経 費	内 容 (条例第7条)	対 象 経 費 (例)	運 用 指 針
(調査研究費)			<p>オ 自家用車 → 1kmあたり30円で計算して充当(燃料代相当) 【1km未満切捨て】</p> <p>* 領収書は不要</p> <p>カ 高速道路等料金 → 実費充当</p> <p>* 原則として領収書を徴し、写しを収支報告書に添付する必要があるが、自宅から県庁までの経路の高速道路等料金に限り、領収書の写しの添付を省略することができる。</p> <p>キ 駐車場料金 → 実費充当</p> <p>* 領収書を徴し、写しを収支報告書に添付する必要がある。</p> <p>----- タクシー代金等 -----</p> <p>タクシー代金への政務活動費の充当は、政務活動にあたって、他に利用できる公共交通機関がないか運行本数が少ない場合、緊急の場合等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合に充当できるものとする。</p> <p>特に、飲食を伴う会合に出席した際のタクシー代金(特別な事情により運行代行を利用した場合の代金を含む。)については、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、会合自体が実質的な意見交換を中心としたものであり、飲食が政務活動としての会合と一体性を持っている場合に限り充当できるものとする。</p> <p>したがって、親睦又は飲食を主たる目的とした会合に出席した場合には充当できないものとする。</p> <p>(2) 宿泊費への充当</p> <p>ア 宿泊料金 →</p> <p>素泊まり代、冷暖房費、サービス料、消費税、入湯税等の宿泊に要する実費に充当できるが、14,800円を上限とする。</p> <p>ただし、会議等の主催者から示された日程等により他の宿泊施設を利用することができない場合等で、宿泊料の上限額(14,800円)では政務活動に支障が生ずる場合には、上限額に拘わらず充当することができるものとする。</p>

経 費	内 容 (条例第7条)	対 象 経 費 (例)	運 用 指 針
(調査研究費)			<p>* 明細のわかる領収書を徴し、写しを収支報告書に添付する必要がある。</p> <p>イ 食卓料 → 定額3,000円 〔内訳：夕食代2,100円 朝食代 900円〕</p> <p>* 領収書は不要</p> <p>----- 料金明細がない場合の宿泊費 -----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食込みの場合 充当額＝宿泊料金(朝食料込みの 宿泊料－900円)＋食卓料3,000円 ・夕食込みの場合 充当額＝宿泊料金(夕食料込みの 宿泊料－2,100円)＋食卓料3,000円 ・夕食及び朝食込みの場合 充当額＝宿泊料金(夕食・朝食込みの 宿泊料－3,000円)＋食卓料3,000円 <p>----- 長野市内に宿泊した場合の宿泊費 -----</p> <p>議員会館に宿泊した場合は、議員会館の宿泊料 金に政務活動費を充当することとなることか ら、長野市内において、議員会館以外の宿泊施 設を利用した場合にあっては、議員会館宿泊料 相当額を限度として充当することとなる。</p> <p>充当額4,000円 (宿泊料1,000円＋食卓料3,000円)</p> <p>*会議会場となった宿泊施設に宿泊しなければ ならない特別な理由がある場合等にあっては、 通常の宿泊費への充当の例によることができる ものとする。</p> <p>-----</p> <p>4 会費</p> <p>飲食を伴う会合の会費や議員の経営者として の資格等、個人的資格要件で加入している団体 の会費(その団体の会合への参加費)には、政 務活動費を充当しないものとする。</p>

経 費	内 容 (条例第7条)	対 象 経 費 (例)	運 用 指 針
研 修 費	<p>1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費</p> <p>2 他の団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆会場・機材借上費 ◆会費 ◆講師費用弁償 ◆文書通信費 ◆交通費 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道 ・バス ・タクシー ・航空機 ・自家用車 ・高速道路等料金 ・駐車場代 ◆宿泊費 <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆研修参加費 ◆文書通信費 ◆交通費 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道 ・バス ・タクシー ・航空機 ・自家用車 ・高速道路等料金 ・駐車場代 ◆宿泊費 	<p>1 会費・研修参加費</p> <p>研修会、講演会等の参加費用としての会費・研修参加費に、政務活動費を充当するものとする。</p> <p>なお、会派が開催主体となる場合の会費には共催団体等への分担金、年会費等を含む。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">議員研修会への充当について</p> <p>会派が共同で開催する議員研修会についても、会場費、機材借上費、講師謝金、講師費用弁償等の諸経費について、政務活動費を充当できるものとする。</p> </div> <p>2 文書通信費</p> <p>調査研究費と同様</p> <p>3 交通費・宿泊費</p> <p>調査研究費と同様</p>
広聴広報費	<p>会派が行う住民相談等の広聴活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報紙・報告書等印刷費 ◆委託費 ◆文書通信費 ◆交通費 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道 ・バス ・タクシー ・自家用車 ・高速道路等料金 ・駐車場代 ◆新聞折込代 ◆ホームページ関連経費 ◆報告会の会場借上料・設営費 	<p>会派（議員）が行う広聴広報には、その内容から大別すれば、①住民の意見を聴取することを目的とするもの（地域で行う住民相談会、意見交換会など）、②議会活動の成果等を報告するもの（県政報告会など）の2種類と考えられる。</p> <p>政務活動費を充当する広聴広報は、県政の課題を把握し、県民の意見を県政に反映させることを目的としたものである必要がある。</p> <p>1 広報紙・報告書等印刷費・文書通信費・新聞折込代</p> <p>後援会等と共同して発行する広報紙・報告書等の印刷費・文書通信費・新聞折込代に政務活動費を充当する場合には、按分して充当する必要がある。</p> <p>また、広報紙・報告書等が政務活動の一環として発行されるものであれば、配付先に拘わらず、政務活動費を充当することができる。</p>

経 費	内 容 (条例第7条)	対 象 経 費 (例)	運 用 指 針
(広聴広報費)			2 委託費 広報紙やホームページ等の作成を外部委託する場合も政務活動費を充当することができる。 3 ホームページ関連経費 ホームページの作成・管理に係る経費（会派本部が専ら政務活動のために作成・管理するものを除く。）については、2分の1を上限とし適切に按分して政務活動費を充当するものとする。 4 交通費 調査研究費と同様
要請陳情活動費	会派が行う要請陳情活動に要する経費	◆資料印刷費 ◆文書通信費 ◆交通費 ・鉄道 ・バス ・タクシー ・自家用車 ・高速道路等料金 ・駐車場代 ◆宿泊費	要請陳情活動費の充当については、補助金の要請、陳情活動に要する交通費等の経費が対象となる。 1 文書通信費 調査研究費と同様 2 交通費・宿泊費 調査研究費と同様
会議費	1 会派が行う各種会議に要する経費 2 他の団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	1 ◆会場費・機材借上費 ◆講師謝金 ◆資料印刷費 ◆文書通信費 ◆食糧費 ◆交通費 ・鉄道 ・バス ・タクシー ・自家用車 ・高速道路等料金 ・駐車場代 ◆宿泊費 2 ◆会議参加費 ◆文書通信費 ◆交通費 ・鉄道 ・バス ・タクシー ・自家用車 ・高速道路等料金 ・駐車場代 ◆宿泊費	1 食糧費 会議等における食糧費に政務活動費を充当する場合にあっては、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、食糧費の支出自体が政務活動としての会議等との一体性がある場合に限って充当できるものとする。 (1) 政務活動費を充当できる経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政務活動として開催される昼（朝）食会等の経費（識者を囲んでの意見交換会等で会派として開催するものに限る。） ・ 政務活動として開催される会合における、茶・茶菓等の経費（識者を囲んでの意見交換会等で会派として開催するものに限る。） (2) 政務活動費の充当が不適當な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会派や議員間での懇談・懇親を目的とした会合に要する経費 ・ 飲酒を伴う会合に要する経費

経 費	内 容 (条例第7条)	対 象 経 費 (例)	運 用 指 針
(会議費)			<p style="text-align: center;">----- 公職選挙法上の制限 -----</p> <p>意見交換会への参加者等に食事、飲食を提供する場合にあっては、当該意見交換会等を会派が主催するものであっても、会派所属議員の選挙区内にある者への食事、飲食の提供は公職選挙法で禁止されている「寄付」にあたる。</p> <p>ただし、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の茶菓を提供することは差し支えない。</p> <p>【公職選挙法第199条の2】 【公職選挙法第199条の5】</p> <p>2 文書通信費 調査研究費と同様</p> <p>3 交通費・宿泊費 調査研究費と同様</p>
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆印刷・製本代 ◆委託費 ◆原稿料 ◆翻訳料 	<p>資料作成費は、調査研究費以下、他の経費区分に属するもの以外で、政務活動に必要な資料の作成等が対象となる。</p> <p>また、作成等を外部委託する場合も政務活動費を充当することができる。</p>
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆書籍購入代 ◆新聞雑誌購読料 ◆有料データベース利用料 	<p>1 書籍購入代</p> <p>書籍を購入した場合は、領収書等に購入した書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付する必要がある。</p> <p>2 有料データベース利用料</p> <p>電子書籍や新聞の電子版などの購入、会員制のオンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費（年会費・月会費等）などが対象となる。</p>
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆事務用品・備品・消耗品購入費 ◆備品維持費 ◆文書通信費 ◆事務所借上料 ◆事務所管理運営費 	<p>1 事務用品・消耗品購入費</p> <p>後援会と兼ねた事務所及び後援会と兼ねた自宅兼事務所において使用する事務用品等については、2分の1を上限とし適切に按分して政務活動費を充当するものとする。</p> <p style="text-align: center;">----- 名刺代について -----</p> <p>名刺代については、政務活動費を充当しないものとする。</p>

経 費	内 容 (条例第7条)	対 象 経 費 (例)	運 用 指 針							
(事 務 費)			<p>2 備品購入費</p> <p>政務活動費は、原則的には政務活動に要する費用に充当するものであり、政務活動を行うための環境整備にまで充当することは適当でない。</p> <p>このことから、備品の購入に政務活動費を充当する場合にあっては、政務活動に対する関連性・有用性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものに限定するものとし、その購入価格についても、政務活動費を充当する備品という観点から、常識的に判断されるべきものである。なお、政務活動に使用されるものであっても、個人用のものの購入には充当しないものとする。</p> <p>(1) 事務機器の購入</p> <p>政務活動費を充当して購入することができる事務機器(パソコン等)は、会派が行う政務活動用に購入するものに限るものとし、議員が個人用として購入するものには充当しないものとする。</p> <p>なお、会派が政務活動用に購入した事務機器を、所属議員が専有して政務活動に使用することは差し支えないものとする。</p> <p>(2) 政務活動費の充当が不適當な備品等 (参考事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所に掲示する絵画等の美術・装飾品 ・ 事務所に設置する冷蔵庫、エアコン、ソファー等の備品 ・ 衣服 等 <p>3 備品維持費</p> <p>事務機器等のリース料、維持補修費に政務活動費を充当する場合にあっては、事務所経費と同様に按分して充当するものとする。</p> <p>(1) 按分方法</p> <p>使用実績の割合(推計)により按分して充当する際の基準例を以下のとおりとする。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>政務活動用務 (A%)</p> <hr/> <table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">政務活 動用務 (A%)</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">議 員 用 務 (B%)</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">政 党・ 政 治 団 体 用 務 (C%)</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">其 他 用 務 (D%)</td> </tr> </table> </div>	政務活 動用務 (A%)	+	議 員 用 務 (B%)	+	政 党・ 政 治 団 体 用 務 (C%)	+	其 他 用 務 (D%)
政務活 動用務 (A%)	+	議 員 用 務 (B%)	+	政 党・ 政 治 団 体 用 務 (C%)	+	其 他 用 務 (D%)				

経 費	内 容 (条例第7条)	対 象 経 費 (例)	運 用 指 針
(事 務 費)			<p>(2) 充当限度額 政務活動費充当限度額（按分率の打切り上限）の基準を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専ら政務活動用とされている機器 → 全額 ・ 上記以外の機器 → 1 / 2 <p>4 文書通信費 携帯電話料金については、2分の1を上限とし適切に按分して政務活動費を充当するものとする。</p> <p>5 事務所経費</p> <p>(1) 事務所の要件 事務所経費への政務活動費の充当にあたっては、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが政務活動に使用されている場合に充当できるものとする。 なお、事務所の購入費に政務活動費を充当することはできないものとする。</p> <p>ア 事務所としての外形上の形態を有していること。</p> <p>イ 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。</p> <p>ウ 賃貸の場合には、原則として会派又は所属議員が契約者となっていること。</p> <p>* 長野県においては、政務活動費が会派に対して交付されていることから、事務所が会派の支部事務所等として位置付けられていることが適当である。</p> <p>(2) 事務所経費の按分方針 会派（議員）活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務活動費の充当にあたっては、各活動の実績に応じて按分して充当する必要がある。 ただし、会派（議員）活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの会派（議員）の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとする。</p>

経費	内 容 (条例第7条)	対象経費 (例)	運 用 指 針
(事務費)			<p>事務所を後援会及び住居等と共用する場合</p> <p>可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分離することが望ましいが、手続き的に困難な場合は、現に政務活動に当てられている実態に応じて按分するものとする。</p> <p>なお、住居等を兼ねた事務所の上下水道代金及び賃借料へは政務活動費を充当しないものとする。</p> <p>(3) 事務所経費の按分方法</p> <p>事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する際の基準例を以下のとおりとする。</p> <p>ア 基本的な按分率（住居等を兼ねた事務所を除く。）</p> $\frac{\text{政務活動用務 (A\%)}}{\text{政務活動用務 (A\%) + 議員用務 (B\%) + 政党・政治団体会用務 (C\%) + その他用務 (D\%)}}$ <p>イ 住居等を兼ねた事務所の光熱費に係る按分率</p> $\frac{\text{政務活動用務 (A\%)}}{\text{政務活動用務 (A\%) + 議員用務 (B\%) + 政党・政治団体会用務 (C\%) + その他用務 (D\%)}}$ $\times \frac{\text{事務所部分面積 (m}^2\text{)}}{\text{全体面積 (m}^2\text{)}}$ <p>ウ 住居等を兼ねた事務所の電話料金に係る按分率</p> $\frac{\text{政務活動用務 (A\%)}}{\text{政務活動用務 (A\%) + 議員用務 (B\%) + 政党・政治団体会用務 (C\%) + その他用務 (D\%) + 日常生活用務 (E\%)}}$

経 費	内 容 (条例第7条)	対 象 経 費 (例)	運 用 指 針																													
(事 務 費)			<p>(4) 事務所経費への充当限度額</p> <p>事務所の形態に応じた費目別の政務活動費充当限度額（按分率の打切り上限）の基準を以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 409 1463 1093"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)</th> <th colspan="4">費 目</th> </tr> <tr> <th>光熱費</th> <th>電 話 料</th> <th>上下水道代金</th> <th>賃借料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政務活動専用事務所</td> <td>全 額</td> <td>全 額</td> <td>全 額</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>政務活動事務所 + 政治団体事務所</td> <td>1 / 2</td> <td>1 / 2</td> <td>1 / 2</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>政務活動事務所 + 住居等</td> <td>1 / 2</td> <td>1 / 2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>政務活動事務所 + 政治団体事務所 + 住居等</td> <td>1 / 4</td> <td>1 / 4</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目				光熱費	電 話 料	上下水道代金	賃借料	政務活動専用事務所	全 額	全 額	全 額	全 額	政務活動事務所 + 政治団体事務所	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	政務活動事務所 + 住居等	1 / 2	1 / 2	—	—	政務活動事務所 + 政治団体事務所 + 住居等	1 / 4	1 / 4	—	—
事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目																															
	光熱費	電 話 料	上下水道代金	賃借料																												
政務活動専用事務所	全 額	全 額	全 額	全 額																												
政務活動事務所 + 政治団体事務所	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2																												
政務活動事務所 + 住居等	1 / 2	1 / 2	—	—																												
政務活動事務所 + 政治団体事務所 + 住居等	1 / 4	1 / 4	—	—																												
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆給料・手当 ◆社会保険料 ◆賃金 	<p>政務活動の補助業務のために雇用した職員の人件費には、政務活動の補助業務に従事している実態により政務活動費を充当することができるものである。</p> <p>なお、事務所職員を政務活動の補助業務に従事させている場合等で、政務活動の補助業務とそれ以外の業務とを兼ねて従事している職員の人件費に政務活動費を充当する場合にあっては、勤務実績表等に基づく勤務時間の実態に基づいて充当するか、政務活動業務に従事した割合（平均時間、日数等）等で按分して充当する必要がある。</p> <p>(1) 人件費按分方法</p> <p>勤務実績に基づき按分する際の基準例を以下のとおりとする。</p> <p>ア 勤務実績表（勤務日誌）に基づく按分方法</p> <p>政務活動（政務活動業務）に関する「勤務実績表（勤務日誌）」等を作成し、それに基づき政務活動費を充当する。</p> <p>（参照：P 4 5 「政務活動業務勤務実績表」）</p>																													

経 費	内 容 (条例第7条)	対 象 経 費 (例)	運 用 指 針
(人件費)			<p>イ 業務実績（推計）に基づく按分方法 業務実績の割合（推計）により按分率を算出し、それに基づき政務活動費を充当する。</p> <p>[算出式] 政務活動用務 (A%)</p> <hr/> 政務活動用務 (A%) + 議員用務 (B%) + 政党・政治団体用務 (C%) + その他用務 (D%) <p>ウ 協定書（覚書）等に基づく按分方法 事務所が政治団体（後援会）事務所を兼ねている場合等においては、年度当初に会派（議員）と政治団体（後援会）との間で雇用職員の業務割合についての協定書（覚書）を交わして、それに基づき政務活動費を充当する。</p> <p>(2) 人件費への充当限度額 政務活動費充当限度額（按分率の打切り上限）の基準を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政務活動業務専任者 → 全額 ・ 勤務実績表等により政務活動業務に従事した実績が明確な者 → 実績額 ・ 上記以外の者 → 1/2 <p>(3) 人件費単価 政務活動の補助業務に雇用する職員については、会派（議員）により、その実態が大きく異なることから、政務活動費を充当する際に基準となる賃金単価等を設定することは困難である。 なお、参考までに、県において雇用されている職員の状況については次のとおりである。</p>

経費	内 容 (条例第7条)	対象経費 (例)	運 用 指 針		
(人件費)			(平成25年度単価)		
			区 分	非常勤職員賃金	行政事務嘱託員 報 酬
			月 額 (20日)	116,000円	151,500円
			日 額 (7時間45分)	5,800円	7,575円
			時給換算	740円	950円
			* 上記単価には通勤手当相当額を含まない。		
			<p style="text-align: center;">議員親族の雇用</p> <p>議員の親族を政務活動補助職員として雇用し、政務活動費を充当することは、誤解を招きやすいので適当でない。</p> <p>ただし、親族が政務活動に関して専門的知識がある場合など、親族を雇用する特別な理由があり、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り、政務活動費を充当することができるものとする。</p>		